



防衛大いじめ 人権侵害裁判

責任無視の不当判決

横浜地裁

深刻な人権侵害を「免罪」

防衛大学校(神奈川県横浜須賀町)在学中に上級生などから執拗ないじめを受け、心に深い傷を負った30代の元学生Aさんが、国と加害者の責任を問いつけ、約4600万円の損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁(藤岡淳裁判長)は15日、原告の請求を棄却する判決を言い渡しました。原告側は「集団性のあるいじめの違法性を否定した不当判決」として控訴する方針です。(有田崇浩)



判決言い渡しを受けて「不当判決」と訴える弁護団と裁判を「支援する会」のメンバー=15日、横浜地裁前

未遂をするまでに追い詰められました。

Aさんは、うどん2杯分の完食を強要される「食いしばき」や仰向けにされて腹部を踏みつけられる「腹踏みのほか、「学生間指導」として集団で罵倒される行為などを受けてきました。後輩からも集団で嘲笑されるようになり、いじめを止めようとする者はいませんでした。

防衛大側はいじめを知っていたにもかかわらず、Aさんをその上級生と同じ中隊に配属。その結果、Aさんは陰湿ないじめを受け続けることになったのです。Aさんは2017年に防衛大を「退校」処分となり、在学中に受けたストレスにより現在も声を発することができない状態です。3年間に渡って受けてきたいじめや暴力は、Aさんから「声」を奪ったのでした。

「新たな被害者生む」この日の判決では、一連のいじめ行為について「指導の範囲を逸脱するものではない」とし、暴行については「有形力の行使が認められても、原

「不当判決だ!」法廷で原告の請求を棄却する判決が言い渡された瞬間、裁判を支援する市民らで埋まった傍聴席からは怒りの声があがりました。判決の言い渡しはわずか十数秒。裁判官は即座にその場を後にしました。

判決を受け、原告席に座るAさんは立ち上がる事ができないまま、裁判官らが後にした法廷の壇上をじっと見つめ、悔しさをにじませました。「声」を奪ったいじめ Aさんが自衛隊の幹部養成機関である防衛大に入学したのは2013年。東日本大震災での自衛隊の活動に憧れを抱き、「社会や人の役に立つ仕事したい」と希望を胸に入学した防衛大でしたが、まもなく上級生から執拗ないじめを受けるようになります。Aさんは適応障害やうつ病を発症。自傷行為や自殺



判決後、原告のAさんと父も出席した報告集会では、弁護団が判決の不当性を説明。裁判を「支援する会」や神奈川県平和委員会のメンバーら多くの市民が集まった=15日、横浜市内(写真一部加工)

報告集会で判決の問題点について説明した弁護団の田淵大輔弁護士は「判決は一つ一つの出来事を分断して評価し、判で押したように違法性までは認められないとするもの。原告が集団的・継続的に受けてきたいじめの実態について、想像力を働かせておらず極めて不当」と強調しました。その上で田淵氏は次のように訴えました。

「判決は『学生間指導』などの問題点を野放しにするもの。今もなお防衛大内部で苦しんでいる被害者がいるであろうことを思うと、裁判所は新たな被害者を生み出しているのではないか」

「6月の発行予定」5月号=5月30日、15月号=7日、25月号=休み(定期全国大会のため7月5日号と合併)

「6月の発行予定」5月号=5月30日、15月号=7日、25月号=休み(定期全国大会のため7月5日号と合併)